

沿岸広域振興局長告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年5月8日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市立根町字堰口25番4及び25番38	18.37	4.10～6.10	平成24年4月17日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。